吸収分割に関する事後開示書類 (簡易吸収分割/略式吸収分割)

2025年10月1日

日本エコシステム株式会社

JESファシリティーズ株式会社

(商号変更前:村川設備工業株式会社)

各位

愛知県一宮市本町二丁目2番2号JES一宮ビル 日本エコシステム株式会社 代表取締役 松 島 穣

> 愛知県一宮市富士三丁目5番15号 JESファシリティーズ株式会社 (商号変更前:村川設備工業株式会社) 代表取締役 岡 本 久

吸収分割に係る事後開示書類

会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項に定める事後開示

日本エコシステム株式会社(以下「分割会社」といいます。)及び J E S ファシリティーズ株式会社(商号変更前:村川設備工業株式会社)(以下「承継会社」といいます。)は、2025 年 7 月 18 日付で締結した吸収分割契約(以下「本吸収分割契約書」といいます。)に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社とし、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

- 1 本吸収分割が効力を生じた日
- 2025年10月1日をもって効力を生じております。
- 2分割会社における次に掲げる事項
- (1)会社法第784条の2の規定(吸収分割の差止請求)による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 ただし書の規定により、分割会社の株主は本吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2)会社法第785条の規定(反対株主の株式買取請求)による手続の経過

本吸収分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、分割会社の株主は株式買取を請求することはできません。

(3)会社法第787条の規定(新株予約権買取請求)による手続の経過

分割会社の新株予約権者に対して、会社法第787条第3項に基づき2025年8月19日付通知を行いましたが、買取りを請求した新株予約権者はありませんでした。

(4)会社法第789条の規定(債権者の異議)による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 19 日付官報及び 2025 年 8 月 19 日付電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

- 3 承継会社における次に掲げる事項
- (1)会社法第796条の2の規定(吸収分割の差止請求)による請求に係る手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみのため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本吸収分割をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2)会社法第 797 条の規定(反対株主の株式買取請求)による手続の経過

本件吸収分割は、承継会社において会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割に該当し、会社法第797条第2項第2号の規定により、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。

(3)会社法第799条の規定(債権者の異議)による手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項に基づき2025年8月19日付官報に公告をし、知れたる債権者に対して個別催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、分割会社から、 本吸収分割契約書の定めに従い、吸収分割契約書に定める権利義務を承継いたしました。

5 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025年10月1日(予定)

6前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上